

◎県の基本指針「チャレンジ山梨行動計画(H23～26)」 ～暮らしやすさ日本一の県づくり～

(計画の概要)

・チャレンジ山梨行動計画は、県政運営の基本指針として策定された計画であり、H23からH26までの4年間における県の主要な施策・事業について取りまとめられている。

(7つの施策)

1 「元気産業創出」チャレンジ

2 「環境先進地域」チャレンジ

○ 活力ある林業の振興と豊かな森林の保全

3 「ウェルカム、おもてなし」チャレンジ

4 「交いの国」チャレンジ

5 「生涯あんしん地域」チャレンジ

○ 災害に強い県土づくりの推進

6 「未来を拓く人づくり」チャレンジ

7 「改革続行」チャレンジ

2 「環境先進地域」チャレンジ

活力ある林業の振興と豊かな森林の保全

【政策推進に当たっての基本的考え方】

本県は、県土面積の78%を森林が占める全国有数の森林県です。森林の有する多面的な機能を保全し、良好な状態で次世代へ継承するため、適切な森林整備と社会全体で支える新たな森づくりを進めます。

【施策の方向】

- 森林の有する公益的機能を発揮させるため、間伐や木材の伐採・搬出作業を効率的に行うための路網整備など、適切な森林整備を推進します。
- 県産材の安定供給と需要拡大を図るため、県産材の流通対策を強化するとともに、公共建築物や住宅への県産材利用拡大を進めます。
- 土砂災害の防止などの多様な公益的機能を有し、県民共有の財産である森林を良好な状態で次世代に継承するため、新税を導入し、社会全体で森づくりを支えていきます。
- 美しい景観を形成してきた里山を保全するため、企業・団体の森づくりへの参加を促進するとともに、多様な生物が生息できる広葉樹の森づくりを進めます。
- 県土面積の約1/3を占め、県民の貴重な財産である県有林を適正に管理・保全していくため、計画的な間伐などの森林整備を推進します。

【主な数値目標】

数値目標の名称	数値目標	
	現況	目標
民有林の森林経営計画等作成面積(累計)	44,484ha (H22)	48,900ha (H26)
素材生産量	148千m ³ (H22)	250千m ³ (H26)

【主要な施策・事業】

主要な施策・事業の概要	工程表(年度別事業計画)				実施主体
	H23	H24	H25	H26	
<p>1 森林整備の推進</p> <p>森林の有する公益的機能の発揮のため、木材生産や水土保持等を目的に管理している県有林、民有林において計画的な間伐などの森林整備を推進します。</p> <p>(森林整備課・県有林課・治山林道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽・保育等の森林整備 ・間伐の推進 					県市町村等 民間等
	3,438ha	3,378ha	3,378ha	3,378ha	
	1,149ha	1,300ha	1,300ha	1,300ha	
<p>2 新たな路網整備の推進</p> <p>森づくりを支える山村の活性化と効率的な森林整備を実施するため、新たな路網整備を推進します。</p> <p>(森林整備課・県有林課・治山林道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林内路網整備計画の策定 ・林道の整備 ・森林作業道の整備 					県市町村等 民間等
	策定	実施			
	9.8km	9.8km	8.8km	7.9km	
	11.1km	11.1km	11.1km	11.1km	
<p>3 県産材流通対策の強化</p> <p>県産材の安定供給と需要拡大を図るため、広域的な供給体制の確立と、林業の低コスト化を支援します。</p> <p>(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能林業機械及び車両系林業機械レンタルへの支援 ・ストックヤードまでの間伐材搬出への支援 ・高性能林業機械導入への支援 					県民間等
	15事業体				
	6,300㎡	6,300㎡			
	3台				
<p>4 県産材の県内消費の拡大</p> <p>県産材の県内での消費を拡大するため、木造公共建築物や住宅、公共事業等への県産材の利用を促進します。</p> <p>(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造公共建築物等の整備 ・住宅等の県産材利用への支援 ・県産材の需要拡大活動への支援 					県市町村等 民間等
	3施設				
	45戸	支援			
	5団体	支援			

【主要な施策・事業】

主要な施策・事業の概要	工程表(年度別事業計画)				実施主体
	H23	H24	H25	H26	
<p>5 森林環境税の導入 土砂災害の防止や洪水の緩和、地球温暖化防止などの公益的機能を持つ森林を、県民の貴重な財産として適切に整備・保全し、次世代に引き継いでいくため、森林環境税を導入します。</p> <p>(税務課・森林環境総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税条例の制定 ・森林環境税の導入 ・事業効果等を検証するための県民参画による基金運営委員会の開催 	<p>→</p> <p>制定(H23.9)</p>	<p>→</p> <p>導入(H24.4)</p> <p>2回</p>	<p>→</p> <p>2回</p>	<p>→</p> <p>2回</p>	県
<p>6 健全な森づくりの推進 公益的機能が発揮される健全な森づくりを推進するため、荒廃した民有林の整備や里山林の整備など、森林環境税の目的に則した事業を推進します。</p> <p>(森林整備課・県有林課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒廃森林の再生整備 ・里山の再生整備 ・広葉樹の森づくり 		<p>→</p> <p>実施</p> <p>→</p> <p>実施</p> <p>→</p> <p>実施</p>			県 市町村等 民間等
<p>7 広葉樹の森づくりの推進 木材生産や水土保全等を目的に管理している森林において、水源のかん養や生物多様性の保全など、森林の多面的機能の維持増進を図るため、国の制度を活用した広葉樹を主体とする多様な森づくりを推進します。</p> <p>(森林整備課・県有林課・治山林道課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹の植栽 ・天然力を活用した針葉樹・広葉樹の混交林化 	<p>→</p> <p>46ha</p> <p>→</p> <p>339ha</p>	<p>→</p> <p>69ha</p> <p>→</p> <p>450ha</p>	<p>→</p> <p>69ha</p> <p>→</p> <p>450ha</p>	<p>→</p> <p>69ha</p> <p>→</p> <p>450ha</p>	県 市町村等 民間等
<p>8 里山保全活動の推進 企業・団体の森づくりへの参加を促進するとともに、多くの県民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため、企業・団体が県内で行う森づくり活動に対してそのCO₂吸収量を認証します。</p> <p>(みどり自然課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO₂吸収量の審査・認証 	<p>→</p> <p>審査・認証</p>				県

【主要な施策・事業】

主要な施策・事業の概要	工程表(年度別事業計画)				実施主体
	H23	H24	H25	H26	
<p>9 県有林の適正な管理・保全 県有林において、環境に配慮した管理・保全を行うため、計画的な間伐などの森林整備を実施するとともに、県有林材の安定的な供給を推進します。</p> <p>(県有林課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FSC森林管理認証の継続認定 ・造林事業の実施 ・県有林材の市場への供給 					県
	継続認定	→	→	→	
	実施	→	→	→	
	55,000m ³	55,000m ³	55,000m ³	55,000m ³	

事業費	15,400百万円
-----	-----------

(備考) この政策は、以下のマニフェストの達成に資するものです。

- 森林整備の推進
 森林の保全に欠かせない間伐や木材の伐採・搬出作業を効率的に実施するための路網の整備などを行うことにより、適切な森林整備を推進します。
- 県産材の利用拡大の推進
 県産材の利用拡大に向けて、公共建築物への利用促進を図るとともに、県産材の安定供給体制を整備します。
- 森林環境税の導入
 県民共有の財産である森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、「森林環境税」を導入し、社会全体で支える新たな森づくりを進めます。
- 広葉樹の森づくりの推進
 現在針葉樹が多くなっている森を広葉樹の森に変え、多様な生物が生息することができる森づくりを推進します。
- 里山保全活動の推進
 多様な生き物を育み、美しい景観を形成してきた「里山」を将来にわたって守り維持していくため、多くの県民や企業の参加による里山保全活動を推進します。
- 県有林の保全と適正利用の推進
 県土の35%を占め、県民の貴重な財産である県有林を次の世代にしっかりと引き継ぐため、間伐などの森林管理を行います。また、県有林を高度利用した「清里の森」や「丘の公園」などの施設については、民間活力の導入や経営改善をさらに進めます。

5 「生涯あんしん地域」チャレンジ

災害に強い県土づくりの推進

【政策推進に当たっての基本的考え方】

台風や地震などの自然災害に対して、被害を軽減するための防災施設の整備を推進するとともに、早期避難を支援するための災害に関する情報システムの強化を図ります。

また、地震時に建物の倒壊から生命を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震化への支援に取り組むとともに、甲府市中心部における新たな治水対策、緊急輸送道路の防災対策や橋りょうの耐震補強、都市公園の防災拠点機能の強化などを進めます。

【施策の方向】

- 住民の警戒・避難行動に役立てるため、インターネットを活用した災害情報システムの強化を図り、災害関連情報などを迅速に提供します。また、土石流やがけ崩れなどの被害防止を図るため、土砂災害に対する防災施設の整備を進めます。
- 大規模災害発生時に、建物の倒壊から生命を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震化を支援します。
- 集中豪雨等による甲府市中心部の水害を未然に防止するため、新たな手法による治水対策に取り組みます。
- 安全で安心な暮らしを守り、地震をはじめとする災害発生時の避難・救助活動を行う経路を確保するため、災害に強い道づくりを推進します。
- 大規模災害発生時に復旧・復興の活動拠点として活用するため、都市公園の防災拠点機能の強化を図ります。

【主な数値目標】

数値目標の名称	数値目標	
	現況	目標
住宅の耐震化率	75.0% (H22)	88.2% (H26)
橋りょうの耐震化率	43.0% (H22)	75.0% (H26)

【主要な施策・事業】

主要な施策・事業の概要	工程表(年度別事業計画)				実施主体
	H23	H24	H25	H26	
<p>1 災害情報システムの強化と円滑な運用 市町村の警戒避難体制の整備や住民の早期避難を支援するため、災害情報システムの強化を図ります。また、住民が災害に関連する情報を簡単に受け取れる環境を整備します。 (県土整備総務課)</p> <p>・インターネットを活用した災害情報システムの構築・運用</p>	整備	試行	運用		県
<p>2 インターネット等による山地災害危険地区の情報提供の推進 地域や住民が主体となった避難体制づくりを支援するため、GIS(地理情報システム)を活用して山地災害危険地区の情報を提供します。 (治山林道課)</p> <p>・山地災害危険地区情報の提供</p>	整備	運用			県
<p>3 木造住宅の耐震診断及び耐震化への支援 住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断を実施する市町村を支援します。また、倒壊等の危険があると判断された木造住宅の耐震改修等に助成する市町村を支援します。 (建築住宅課)</p> <p>・耐震診断を実施する市町村への支援</p> <p>・耐震改修等に助成する市町村への支援</p>					県 市町村等 民間等
	(木造住宅耐震診断の実施戸数)				
	1,500戸	1,500戸	1,500戸	1,500戸	
	(木造住宅耐震改修等の実施戸数)				
	270戸	270戸	270戸	270戸	
<p>4 土砂災害対策の着実な推進 大雨による土石流、がけ崩れ、地すべり等による被害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、砂防施設等の整備を推進します。また、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにするため、土砂災害警戒区域の指定を進め、住民への周知を図ります。 (治山林道課・耕地課・砂防課)</p> <p>・治山施設の整備</p> <p>・砂防堰堤等の整備</p> <p>・急傾斜地崩壊防止施設の整備</p>					県
	15地区	15地区	15地区	15地区	
	(新規着手溪流数)				
	5溪流	1溪流	10溪流	9溪流	
	(新規着手箇所数)				
	5箇所	7箇所	5箇所	5箇所	

